

セーフティネット制度を利用した融資に伴う会員事業者への 信用保証料及び利子補給助成金交付要綱

社団法人兵庫県トラック協会
平成23年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、社団法人兵庫県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者が、兵庫県等の原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰り支援等を目的とした兵庫県等が定めるセーフティネット制度融資にかかる信用保証協会保証、国が定めるセーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第4項第1号～第8号）を得る場合、信用保証協会（以下「保証協会」という。）に支払う保証料の一部及び融資利率の利子の一部を協会から助成することとし、会員事業者の経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「金融機関」とは、兵庫県等の原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティネット制度融資を取り扱う金融機関及び信用保証協会が国の定めるセーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第4項第1号～第8号）を行う対象とされる全ての金融機関をいう。
- (2) 「融資」とは、会員事業者が前項で定める金融機関から受ける兵庫県等の原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティネット制度融資及び国の定めるセーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第4項第1号～第8号）融資をいう。
- (3) 「保証料」とは、保証協会の定めるところにより算定され、会員事業者から保証協会に支払われた一括払いの信用保証料をいう。

(事業期間)

第3条 本要綱に定める助成事業は、原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰り支援対策として実施するものであり、平成24年2月29までの事業とする。

(助成金の金額)

第4条 助成金額は、会員事業者が金融機関から融資を受けるために保証協会の信用保証を得るために支払われた一括払いの保証料（毎月の返済に保証料が組み込まれている場合は対象外）の2分の1の額とする。

ただし、その額が20万円を超えるときは20万円を限度とし、平成24年2月29日まで20万円に達するまで再助成することができる。

2 利子補給率は、年0.6%とする。

ただし、利子補給金の助成については、兵庫県内の金融機関からの融資に限るものとし、信用保証料の助成を受けた融資を対象とする。

(助成金の交付申請)

第5条 会員事業者は、保証協会に保証料の支払を行った場合及び金融機関への借入利息の支払を行った場合には当該保証料の2分の1（その額が20万円を超えるときは20万円）及び借入利息を協会に申請することができる。

2 前項の申請は、(別途送付済)別紙様式1「信用保証協会保証料助成申請書」及び様式2「金融機関利子補給助成申請書」により行うものとする。

その際、信用保証料計算書となる「信用保証料決定のお知らせ(お客様用)」、「保証料受領書」及び「セーフティネット保証に係る認定書」(セーフティネット保証の場合)、「兵庫県経営円滑化貸付対象企業確認書」等及び「借入金返済予定表」の写しを添付しなければならない。

3 保証料及び利子補給助成の交付申請は、随時行うことができる。最終申請期限は平成24年3月10日までとし、保証料助成申請書については支部を経由して提出するものとする。

ただし、予算枠に達したときは申請の受付を終了するものとする。

(助成金の交付)

第6条 協会は、前条による保証料及び利子補給助成交付申請があった場合には、その内容を精査し保証料については当該助成金額を確定し四半期毎に、利子補給については支払った利息を確認のうえ、四半期毎に会員事業者に交付するものとし、保証料等交付額は、それぞれ算定した金額について1円未満切捨てとする。

(助成金の返納)

第7条 当該保証料及び利子補給助成の交付を受けた会員事業者は、融資の繰上償還を行った場合等で保証料の返還を受けた場合、または、借入利息を支払わなかったり変更があった場合は、その日から14日以内に協会にその旨を申告し、返還額等に相当する助成金の返還を行わなければならない。

2 協会は、会員事業者の交付申請が正常なものでないことが判明した場合には、助成金の返納を求めるものとする。

(報告の義務)

第8条 保証料及び利子補給助成の交付を受ける会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告を行わなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

(附則)

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、同日以降の保証料等支払分から適用する。

なお、平成23年1月以降の借入に対する保証料等についても審査のうえ助成するものとし、1会員事業者当たりの保証料の総助成額は20万円である。

ただし、会員事業者が平成23年3月11日までの間に協会に対し、すでに当該助成に対する助成金の交付申請を行った場合には、助成の対象外とする。